一般社団法人日本認知症ケア学会 定款変更について

2024 年度第 1 回社員総会において、定款の変更が承認されましたことを報告いたします. 定款の変更箇所は次のとおりとなります.

2024.6.15

変更前	変更後
第1章	総 則
(名称) 第1条 この法人は,一般社団法人日本認知症ケア学会と 称し,英文では Japanese Society for Dementia Care と 表示する.	
(目的) 第2条 この法人は、認知症高齢者等のケアに関する学際的な研究の推進、ケア技術の教育、社会啓発活動等を通じて、質の高いケアを実現し、認知症高齢者及び介護者等の生活の質を高め、もって豊かな高齢社会の創造に資することを目的とする.	
(事業) 第3条 この法人は、前条の目的を達成するために次の公益目的事業を行う. (1) 学術集会の開催 (2) 会報、機関誌等の発行 (3) 認知症ケア専門士・上級専門士等の育成及び認定に関する事業 (4) 内外の関係学術団体との連絡及び連携 (5) その他、この法人の目的達成に必要な事業 2 前項の公益目的事業は、東京都及び他の道府県で行う. (事務所) 第4条 この法人は主たる事務所を東京都新宿区に置く. 2 この法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる.これを変更または廃止する場合も同様とする.	関する事業 (4) 内外の関係学術団体との連絡及び連携 (5) その他,この法人の目的達成に必要な事業

第2章	社 員
(会員)	
第5条 この法人の会員は次のとおりとする.	
(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人	
(2) 施設・団体会員 この法人の目的に賛同して入会し	
た施設又は団体	
(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した	
個人または団体	
(4) 特別会員 理事経験者またはこの法人に特別の功労	
のあった者で、理事会の決議を受けて理事長が推薦し、	
社員総会で承認した者	
(5) 名誉会員 理事長経験者,学術集会会長等,この法	
人に特別の功績のあった者で、理事会の決議を受けて理事長が推薦し、社長総合で予報した者	
事長が推薦し、社員総会で承認した者	
(入会)	(入会)
	(ハ云) 第6条 正会員,施設・団体会員及び賛助会員として入会
しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事	
会の承認を得なくてはならない.	てはならない。(以下削除)
2 特別会員及び名誉会員に推薦された者は、入会の手続	
を必要とせず、本人の承諾をもって会員となるものとす	
3.	

変更前	変更後
(退会)	
第7条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出し、任	
意に退会することができる。	
2 会員は、次の各号の一つに該当するときは退会したものしてかす。	
のとみなす. (1) 会費を3年以上滞納したとき.	
(2) 死亡又は解散したとき.	
(除名)	
第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合に	
は、第15条第1項第1号に定める議決に基づき除名するこ	
とができる.	
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与	
えなくてはならない.	
(1) この伝入の足跡または規則に建及したこさ。 (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為	
(2) この仏人の石書をありり、よたは日間に及りも行為	
(入会金及び会費)	(入会金及び (削除) 会費)
	第9条 正会員及び賛助会員となった個人又は団体は、総
	会の決議を経て別に定める <u>入会金及び</u> (削除)会費を納
ればならない。	入しなければならない。
2. 会員がすでに納入した入会金、年会費及びその他の拠	
出金品は、これを返還しない. (代議員)	の他の拠出金品は,これを返還しない.
第10条 この法人の代議員は、第12条に則り選出された	
次の者とする.	
(1) 選挙代議員 選挙により選出された代議員	
(2) 推薦代議員 専門分野を考慮して正会員の中から推	
薦された代議員	
2 代議員をもって、一般社団法人及び一般社団法人に関	
する法律(以下「法人法」という)に規定する社員とす	
(定数)	
(足数)	
とする。また、推薦代議員の定数は、45人以内とする。	
(選任)	
第12条 代議員は、正会員の中から別に定める規則に基	
づき選出する.	
(任期) 第13条 選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の	
13名 選任後4年以内に於了する事業年度のから取終の ものに関する定時社員総会の終結のときまでとする.	
2 代議員の再任を妨げない.	
3 代議員が、法人法に規定される権利を行使する場合、	
権利を行使している間、当該代議員の任期は終了しな	
V	

_	
	第3章 社員総会
	为9年 任兵心云
	(構成)
	第14条 社員総会は、社員をもって構成する.

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項及び法人法に規定する事 項に限り決議する.

- (1) 社員の除名, 会員の除名
- (2) 理事及び監事(以下「役員」という.) の選任及び 解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
- (5) 役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支 給
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び継続
- (9) 合併契約の承認
- (10) 第43条2項に規定する残余財産の帰属の決定
- (11) 役員が社員総会に提出し、又は提出した資料を調 査する者の選任
- (12) 社員による招集された社員総会における、法人の 業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (13) 入会金及び会費
- (14) 事業計画書, 収支予算書並びに資金調達及び設備 投資の見込みを記載した書類の承認
- (15) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- (16) その他社員総会で決議するものとして法令又はこ の定款で定められた事項
- 2 社員総会は、前項第11号又は12号に掲げる事項を決議 する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知 された事項以外の事項について決議することはできな|された事項以外の事項について決議することはできな

(招集)

- 第16条 定時社員総会は、毎事業計年度終了後3ヶ月以内 に, 臨時社員総会は, 必要に応じて随時招集する.
- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集す る.
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決 議しなければならない.
- (1) 社員総会の日時及び場所
- (2) 社員総会の目的である事項(当該事項が役員等の選 任,役員等の報酬等,事業の全部の譲渡,定款の変更, 合併のいずれかであるときは、その議案の概要)
- (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使す ることが出来ることとするときは、その旨、社員総会参 考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限
- (4) 代理人による議決権行使について、委任状その他の 代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人によ る議決権の行使に関する事項

(招集通知)

第17条 理事長は,社員総会の日の1週間前までに社員に 対して、前条第3項各号に掲げる事項(次項により社員総 会参考書類に記載した事項を除く.) を記載した書面に より、その通知を発しなければならない.

- 2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使する ことができることとするときは、前項の通知には、法人 法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければなら|法<mark>第41条第1項(削除)</mark>に規定する次の書類を添付しなけ ない.
- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

変更後

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項及び法人法に規定する事 項に限り決議する.

- (1) 社員の除名, 会員の除名
- (2) 理事及び監事(以下「役員」という.) の選任及び 解任並びに理事の任期の短縮
- (3) 役員の報酬等の額及びその支給基準
- (4) 法人法第113条に規定する役員の責任の一部免除
- (5) 役員の責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支
- (6) 定款の変更
- (7) 事業の全部又は一部の譲渡
- (8) 解散及び継続
- (9) 合併契約の承認
- (10) 第42条2項に規定する残余財産の帰属の決定
- (11) 役員が社員総会に提出し、又は提出した資料を調 査する者の選任
- (12) 社員による招集された社員総会における、法人の 業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (13) 入会金及び(削除)会費
- (14) 事業計画書,収支予算書並びに資金調達及び設備 投資の見込みを記載した書類の承認
- (15) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- (16) その他社員総会で決議するものとして法令又はこ の定款で定められた事項
- 2 社員総会は、前項第11号又は12号に掲げる事項を決議 |する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知

(招集通知)

第17条 理事長は,社員総会の日の1週間前までに社員に 対して、前条第3項各号に掲げる事項(次項により社員総 会参考書類に記載した事項を除く.) を記載した書面に より、その通知を発しなければならない.

2 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使する ことができることとするときは、前項の通知には、法人 ればならない.

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

変更前	変更後	
(議長)		
第18条 社員総会の議長は、理事長とする.		
(決議)		
第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を		
有する社員が出席し、出席社員の過半数をもって行う.		
2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる次項の決議は総		
社員の半数以上でかつ総社員の議決権の3分の2以上に当		
たる多数をもって行う.		
(1) 社員の除名		
(2) 監事の解任		
(3) 法人法第113条第1項に規定する役員の責任の一部免		
除		
(4) 定款の変更		
(5) 事業の全部の譲渡		
(6) 解散及び継続		
(7) 合併契約の承認		
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
(議決権)		
第20条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有す		
5.		
(議決権の代理行使)		
第21条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できな		
い社員は、委任状その他の代理を証明する書類を理事長 に提出して、代理人にその権限を代理行使させることが		
できる.この場合においては第19条の適用については社		
Cさる. この場合においては第15米の週角に がくては任 員総会に出席したものとみなす.		
(書面による議決権行使)		
第22条 社員総会に出席しない社員が、書面で議決権を		
行使できることとするときは、第17条2項に規定する議決		
権行使書をもって議決権を行使することができる。この		
場合においては当該議決権の数を第19条の議決権の数に		
算入する.		
(決議の省略)		
第23条 理事長が社員総会の目的である事項につき提案		
した場合において、社員の全員が提案された議案につき		
書面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可		
決する社員総会の決議があったものとみなす. この場合		
においては手続を第16条第3項の理事会において定めるも		
のとし、第17条から前条までの規定は適用しない.		
(議事録)	(議事録)	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	第24条 社員総会の議事については、法人法第57条 (削	
定に基づき、議事録を作成しなければならない。	除)の規定に基づき、議事録を作成し理事長は記名押印する.	
	役員	
(役員の種類及び定数)	(役員の種類及び定数)	
第95条 この注入にけ次の役員を置く	筆95条 この注人にけ次の役員を置く	

第25条 この法人には次の役員を置く.	第25条 この法人には次の役員を置く.
(1) 理事3名以上	(1) 理事3名以上
(2) 監事2名以内	(2) 監事2名以内
2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする.	2 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長とする.
3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表	3 前項の理事長をもって法人法第91条第1項第1号の代表
理事とし、副理事長をもって同第2号の業務執行理事とす	理事とし、副理事長をもって同第2号の業務執行理事とす
る.	S.
(選任等)	
第26条 理事及び監事は社員総会の決議により、別に定	
める役員候補者選出規則に基づき、社員の中から選出す	
る.	
2 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合	
は、監事の同意を受けなければならない.	

変更前 変更後 (職務) (監事の資格) 第27条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用|第27条 監事はこの法人又はその子法人の理事又は使用 人を兼ねることができない. 人を兼ねることができない. 2 法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人 |2 法人法第65条第1項に規定する者並びに公益社団法人 及び公益財団法人法の認定等に関する法律(以下「公益 及び公益財団法人法の認定等に関する法律(以下「公益 法人認定法」という.) 第65条第1号に規定する者は、理|法人認定法」という.) 第5条第10号・第11号に規定する 事又は監事となることができない. 者は、理事又は監事となることができない. (役員の解任) 第28条 役員は、いつでも第19条に定める社員総会の決 議により解任することができる. (任期) 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年 度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のとき までとする. ただし, 定年を70歳とする. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまで とする. ただし, 定年を70歳とする. 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した 理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任 期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の 満了するときまでとする. 4. 理事又は監事については、再任を妨げない. (欠員) 第30条 理事又は監事に欠員が生じた場合には、任期の 満了または辞任により退任した理事又は監事は、それぞ れ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお 理事又は監事としての権利義務を有する. 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了または 辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表 理事が就任するまで, なお代表理事としての権利義務を 有する. (役員の職務) (役員の職務) 第31条 理事及び監事は、法人法に規定する職務を行う 第31条 理事及び監事は、法人法に規定する職務を行う ほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務 ほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務 を行う. を行う. (1) 理事長 社員総会及び理事会を招集し、議長となる (1) 理事長は、社員総会及び理事会を招集し、議長とな ほか会務を統括する. るほか会務を統括する. (2) 副理事長 理事長を補佐し, 理事長に事故があると (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故がある き又は欠けたときは、その職務を代行する. とき又は欠けたときは、その職務を代行する. 2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を 2 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える 超える間隔で2回以上自己の業務の執行の状況を理事会に |間隔で2回以上自己の業務の執行の状況を理事会に報告し

報告しなければならない.

(役員の報酬等) 第32条 役員は,原則として無報酬とする.ただし,常

勤の役員には報酬を支払うことができる. 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる.

3 第1項ただし書に規定する報酬の支払基準については、種類、金額の算定方法、支給の形態が明らかになるように、社員総会の決議により定めるものとする.

間隔で2回以上自己の業務の執行の状況を埋事会に報告しなければならない.
3 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めると

ころにより, 監査報告を作成する.

(損害賠償責任の免除)

第33条 法人法第112条の規定に基づく債務の免除につい ては、総社員及び総会員の同意がなければ免除すること ができない.

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む.) の責任を法令の限度において免除することができる.
- 3 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同 法第111条の行為に関する監事(監事であった者を含法第111条の行為に関する監事(監事であった者を含 tr.) の責任を法令の限度において免除することができ|tr.) の責任を法令の限度において免除することができ る.
- この法人は,一般社団法人及び一般財団法人に関する 111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる.ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 定する額のいずれか高い額とする.
- この法人は,一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第115条の規定により、外部監事との間に、同法第法律第115条の規定により、外部監事との間に、同法第 111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる. ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規|額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規 定する額のいずれか高い額とする.

変更後

(損害賠償責任の免除)

第33条 法人法第112条の規定に基づく債務の免除につい ては、総社員及び総会員(削除)の同意がなければ免除 することができない.

- |2 この法人は,一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法|法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法 第111条の行為に関する理事(理事であった者を含む.) の責任を法令の限度において免除することができる.
 - 3 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する る.
- 4 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第|法律第115条の規定により、外部理事との間に、同法第 |111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる.ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規|額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規 定する額のいずれか高い額とする.
 - |5 この法人は,一般社団法人及び一般財団法人に関する |111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結するこ とができる. ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度 定する額のいずれか高い額とする.

第5章 理事会

(理事会の設置)

第34条 この法人に、理事会を設置する.

2 理事会は、すべての理事で構成する.

(権限)

第35条 理事会は、次の事項を決議する.

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (5) 多額の借財
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置,変更,廃 ıŀ.
- (8) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な ものとして法務省令で定める体制の整備
- (9) 法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部 免除
- (10) その他この法人の業務の執行に関する事項(社員 総会の決議を要する事項を除く)

(権限)

第35条 理事会は、次の事項を決議する.

- (1) 社員総会の招集に関する事項
- (2) 理事長及び副理事長の選任及び解任
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職 (削除)
- (3) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置,変更,廃
- (7) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要な ものとして法務省令で定める体制の整備
- (8) 法人法114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免
- (9) その他この法人の業務の執行に関する事項(社員総 会の決議を要する事項を除く)

(招集)

第36条 理事会は理事長が招集する.

- 2 理事会を招集しようとするときは、理事長は理事会の 日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の 目的である事項並びに日時及び場所、その他重要な事項 を記載した文書により通知を発しなければならない.
- 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意 があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催 することができる.

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる.

事の過半数が出席し、その過半数をもって行う. ただ し, その決議に特別の利害関係を有する理事は, 決議に 加わることができない. (決議の省略) 第39条 理事長が理事会の目的である事項につき提案し た場合において、理事の全員が提案された議案につき書 面により同意の意思表示をしたときは、その議案を可決 する理事会の決議があったものとみなす. ただし, 監事 がその提案に異議を述べたときはこの限りでない. (議事録) (議事録) 第40条 理事会の議事については、法人法第95条の規定|第40条 理事会の議事については、法人法第95条 (削 **除**) の規定に基づき、議事録を作成しなければならな に基づき、議事録を作成しなければならない. W. 2 前項の議事録に署名し又は記名押印するものは、理事 2 前項の議事録に署名し又は記名押印するものは、理事 会に出席した代表理事及び監事とする. 会に出席した理事長及び監事とする. 第6章 財産及び会計 (財産の構成) (削除) 第41条 公益認定の取消処分を受けた場合において、公 益法人認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残 額があるときは、その取消しの日から1箇月以内に類似の 事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に 贈与しなければならない. 2 合併によりこの法人が消滅する場合(その権利義務を 承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であると きを除く.) において,公益法人認定法第30条第2項に規 定する公益目的取得財産残額があるときは, 合併の日か ら1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人等に 贈与しなければならない. (剰余金の処分制限) (剰余金の処分制限) 第42条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の 第41条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の 分配をすることはできない. 分配をすることはできない. 2 社員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とす 2 社員に剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とす る. る. (残余財産の帰属) (残余財産の帰属) 第43条 清算をする場合において、この法人の残余財産 第42条 清算をする場合において、この法人の残余財産 は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益|は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益 財団法人に帰属させるものとする. 財団法人に帰属させるものとする. 2 前項に規定する他公益社団法人又は公益財団法人は第 2 前項に規定する他公益社団法人又は公益財団法人は第 19条に規定する社員総会の決議により定めるものとす 19条に規定する社員総会の決議により定めるものとす る. る. (事業年度) (事業年度) 第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、 第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、

変更後

変更前 (決議)

翌年3月31日に終わる.

(事業計画及び予算)

なければならない.

第45条 理事長は、各事業年度の開始の日の前日までに

事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の

見込みを記載した書類を作成し、社員総会の承認を受け

第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理

翌年3月31日に終わる. (事業計画及び予算)

ければならない.

第44条 理事長は、各事業年度の開始の日の前日までに

事業計画書,収支予算書並びに資金調達及び設備投資の

見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けな

(事業報告及び決算)

第46条 理事長は,各事業年度終了後2箇月以内に,次の|第45条 理事長は,各事業年度終了後2箇月以内に,次の 書類を作成し、第1号、第2号及び第4号の書類については 監事の作成した監査報告書を添付して、各事業年度経過|監事の作成した監査報告書を添付して、各事業年度経過 後3箇月以内に定時社員総会の承認を受けなければならな V١.

- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告
- (3) (1), (2) の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿
- (7) 役員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (8) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数 値のうち、重要なものを記載した書類.
- 2 前項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇 月以内に行政庁に提出しなければならない.
- 3 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告 2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告 しなければならない.

変更後

(事業報告及び決算)

書類を作成し、第1号、第2号及び第4号の書類については 後3箇月以内に定時社員総会の承認を受けなければならな い

- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告
- (3) (1), (2) の附属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿
- (7) 役員の報酬の支給の基準を記載した書類
- (8) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数 値のうち、重要なものを記載した書類.
- 2 前項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇 月以内に行政庁に提出しなければならない. (削除)
- しなければならない.

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款を変更するときは、第19条第2項に規定 する社員総会の決議をしなければならない.ただし,公|する社員総会の決議をしなければならない.<u>ただし,</u> らかじめ行政庁の認定を受けなければならない.

2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更 することができない.

(定款の変更)

第46条 この定款を変更するときは、第19条第2項に規定 益法人認定法第11条第1項に規定する事項については、あ 益法人認定法第11条第1項に規定する事項については、あ らかじめ行政庁の認定を受けなければならない. (削 除)

> 2 前項の規定にかかわらず、第41条の規定はこれを変更 ることができない. (削除)

(合併)

第48条 この法人が合併するときは、あらかじめ公益法 人認定法第24条第1項に規定する届出をし、又は本公益法 人認定法第25条に規定する認可を受けたうえで第19条第 2項に規定する社員総会の決議をしなければならない. た だし, 当該合併に伴い, 前条ただし書の適用を受けると きはこの限りでない.

(事業の全部又は一部の譲渡)

第49条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡をすると きは、あらかじめ公益法人認定法第24条第1項に規定する 届出をしたうえで、第19条第2項に規定する社員総会の決 議をしなければならない. ただし, 当該事業の全部また は一部の譲渡に伴い第47条ただし書の適用を受けるとき はこの限りでない.

(解散)

第50条 この法人は、次の事由により解散する.

- (1) 第19条第2項に規定する社員総会による解散の決議 があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併(当該合併によりこの法人が消滅する場合に限 る)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

(削除)

(削除)

(解散)

第47条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第19条第2項に規定する社員総会による解散の決議 があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併(当該合併によりこの法人が消滅する場合に限 る)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第8章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第51条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を 主たる事務所に備えておかなければならない

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権行使をした場合の議決 権行使書
- (5) 第23条に規定する社員総会の決議の省略をした場合 の同意書
- (6) 社員総会の議事録
- (7) 第39条に規定する理事会の決議の省略をした場合の 同意書
- (8) 理事会の議事録
- (9) 会計帳簿
- (10) 事業計画書,収支予算書並びに資金調達及び設備 投資に係る見込みを記載した書類
- (11) 各事業年度に係る貸借対照表, 損益計算書及び事 業報告書並びにこれらの附属明細書
- (12) 財産目録
- (13) 役員名簿
- (14) 役員の報酬の支給基準
- (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに 関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (16) 許認可等及び登記に関する書類
- 2 前項第1号, 第6号及び第10号乃至第15号に掲げる書 2 前項第1号, 第6号及び第10号乃至第15号に掲げる書 類については、従たる事務所にも備え置くものとする.
- 3 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、 理事会の承認を受けた情報公開規定に定めるものとす る.

(公告)

第52条 この法人の公告方法は,官報に掲載する方法に|第49条 この法人の公告方法は,電子公告による. よる.

変更後

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第48条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類を 主たる事務所に備えておかなければならない

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
- (4) 社員総会で書面による議決権行使をした場合の議決 権行使書
- (5) 第23条に規定する社員総会の決議の省略をした場合 の同意書
- (6) 社員総会の議事録
- (7) 第39条に規定する理事会の決議の省略をした場合の 同意書
- (8) 理事会の議事録
- (9) 会計帳簿
- (10) 事業計画書,収支予算書並びに資金調達及び設備 投資に係る見込みを記載した書類
- (11) 各事業年度に係る貸借対照表, 損益計算書及び事 業報告書並びにこれらの附属明細書
- (12) 財産目録
- (13) 役員名簿
- (14) 役員の報酬の支給基準
- (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに 関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (16) 許認可等及び登記に関する書類
- 類については、従たる事務所にも備え置くものとする.
- 3 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、 理事会の承認を受けた情報公開規定に定めるものとす る.

(公告)

第9章 委員会及び事務局等

(事務局)

第53条 この法人に各種委員会及び事務局を置く.

- 2 各種委員会の設置については理事会の決議を経て理事 2 各種委員会の設置については理事会の決議を経て理事 長が定める.
- 3 事務局の組織,内部管理に必要な規則その他について は理事会が定める.
- 4 事務局の職員の任免は理事長が行う.

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行 第51条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行 定める.

(事務局)

第50条 この法人に各種委員会及び事務局を置く.

- 長が定める.
- |3 事務局の組織,内部管理に必要な規則その他について は理事会が定める.
- 4 事務局の職員の任免は理事長が行う.

(委任)

について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が|について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が 定める.

第10章

(定款に定めのない事項)

(定款に定めのない事項)

法人法その他の法令の定めるところによる.

第55条 この定款に定めのない事項については、すべて 第52条 この定款に定めのない事項については、すべて 法人法その他の法令の定めるところによる.